

文教大学外部研究費の運営・管理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、文教大学（以下「本学」という。）における外部研究費等（以下「研究費」という。）の執行に関し管理体制を整備し、法令その他本学の定める規則等を遵守することにより公的資金を扱う教育研究機関としての責任を果たし、もって社会の信頼を得ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究費とは、国の機関又は独立行政法人等から学術研究を支援するために研究者個人又は大学に交付され、大学がその執行等に関する管理責任を有する競争的研究資金のことを言う。

第3条 この規程において部局とは、本学の大学院研究科、学部、附属研究所、センター及び事務局をいう。

第2章 責任、職務権限及び責務

(責任体系)

第4条 本学は、組織として研究費を適正に運営・管理する責任体制をとるものとし、次のとおり責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、学長とし、本学全体を統括し、研究費の運営・管理について、最終責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、不正防止対策を実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前2項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理及び不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、自らが研究費の執行者となった場合は、当該研究費の運営・管理について代理を指名するものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、学長が指名する副学長又は学長補佐とし、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、前2項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

4 統括管理責任者は、本学における研究費の適正な運営・管理及び不正行為の防止のために、本学教職員（以下、「教職員」という）に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

（コンプライアンス推進責任者）

第7条 コンプライアンス推進責任者は、以下に規定する者とし、各部局における研究費の管理及びコンプライアンス教育について、実質的な責任と権限を有する。

区分	組織	コンプライアンス推進責任者
人件費に係るもの	事務局	越谷校舎及び湘南校舎（以下「両校舎」という。） 事務局長
その他の経費等、研究活動に係るもの	各学部	学部長
	上記以外	当該組織の長

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、以下の業務を行うものとする。

（1） 部局等における研究費の執行を管理すること。

（2） 不正防止を図るため、部局等内の研究費の管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施すること。

（3） コンプライアンス推進責任者は、所属の部局等において、構成員が、適切に研究費を管理・執行するよう必要に応じて改善を指導すること。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究費の管理について、コンプライアンス副責任者を置き、権限を分任することができる。

4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス副責任者を置く場合には、あらかじめ統括責任者へ届け出るものとする。

5 コンプライアンス推進責任者が研究費の執行者となった場合は、統括管理責任者はその研究者の研究費について代理を指名するものとする。

（教職員の責務）

第8条 教職員は、研究に携わる者としての使命を自覚し、また、研究費が、国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理を行わなければならない。

2 教職員は、研究費を申請する場合、又は研究費の運営・管理に関わる場合には、別に定める内容の誓約書をあらかじめ提出しなければならない。

3 教職員は、研究費を申請する場合、コンプライアンス推進責任者等が実施する研究活動上の不正行為の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。

4 教職員は、研究者個人の発意で提案され採択された研究費であっても、研究費に係る事務処理手続きについて、学校法人文教大学学園法人事務局組織・分掌規程、学校法人文教大学学園文書決裁規程、学校法人文教大学学園契約職員就業規則、学校法人文教大学学園経理規程、学校法人文教大学学園金銭出納規程、学校法人文教大学学園固定資

産・物品管理規程、学校法人文教大学学園固定資産・物品調達規程、文教大学教員旅費規程、文教大学事務組織・事務分掌規程、文教大学研究倫理規程、文教大学学内個人研究及び共同研究規程、文教大学国外出張規程、文教大学学会出張規程、文教大学在外研修規程、文教大学教育研究等補助金事業運用基準等（以下「学園諸規程」という）及び法令に則り、研究費を適正に使用しなければならない。

（物品の発注）

第 9 条 前条第 4 項の規定にかかわらず、研究費による物品調達を研究者が自ら行う場合には、あらかじめ申請書を提出するものとする。

（物品の検収）

第 10 条 第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、研究費による調達物品の検査に関しては、軽易な物品を含め、原則として物品調達主管課が行うものとする。

2 物品調達主管課は、その必要がある場合、当該組織以外の専門機関に検収作業を委託することができる。

（取引業者との癒着防止）

第 11 条 物品調達担当課は、一定の取引実績がある業者から、別に定める内容の誓約書の提出を求めるものとする。

第 3 章 相談窓口

（相談窓口）

第 12 条 本学は、研究費の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受付ける窓口を設置する。

2 前項の窓口は、教育研究推進センター事務組織とする。

第 4 章 雑則

（改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 3 日から施行する。

2 この規定の施行における第 11 条第 2 項の委員の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 規程の名称を「文教大学研究費等の管理・運営に関する規程」から「文教大学外部研究費の運営・管理に関する規程」に改める。